

協議第6号

各種事務事業の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成15年1月31日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業の取扱いについて

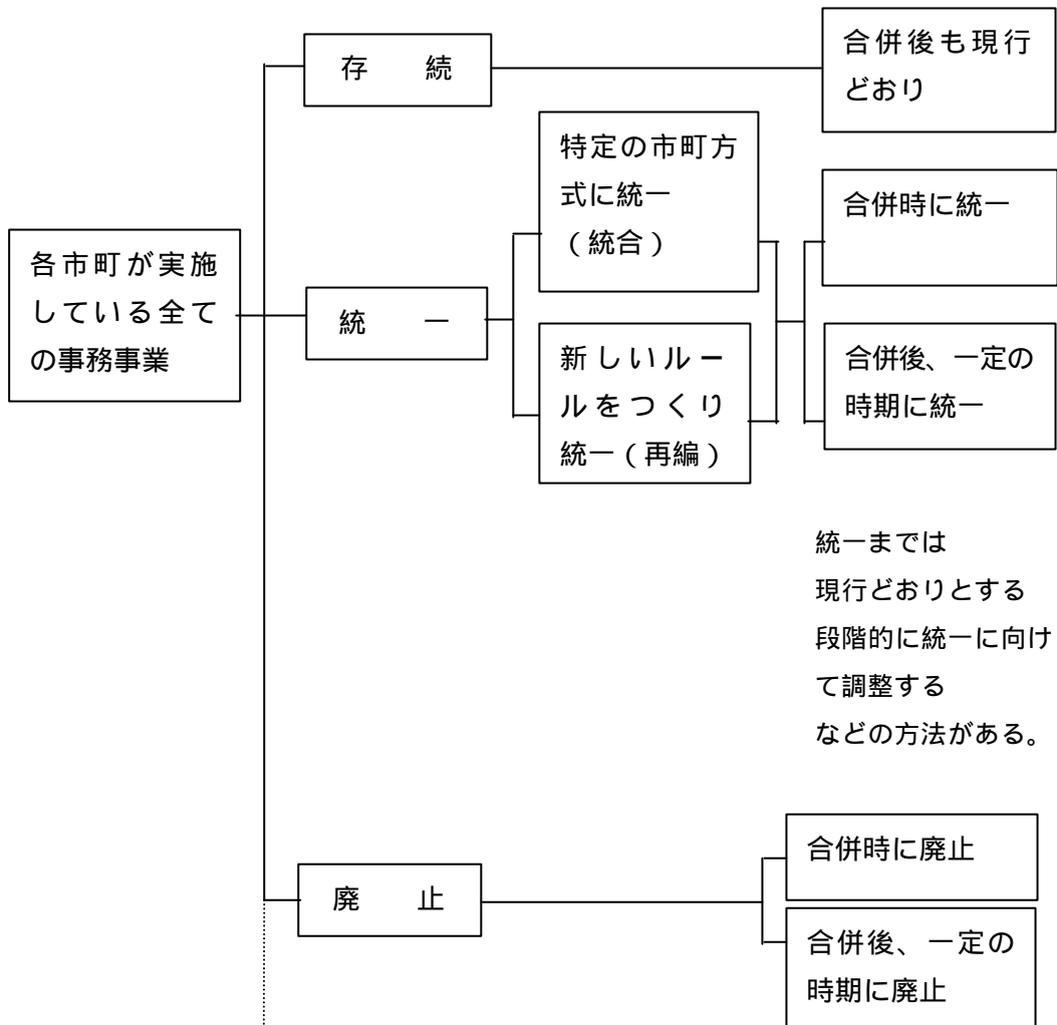
合併協定項目24.各種事務事業の取扱いについては、別紙のとおりとする。

事務事業調整の基本方針

<p>基本原則</p>	<p>行政制度、事務事業の調整にあたっては、以下の基本原則を踏まえて行われる必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一体性確保の原則（新市移行に際し、住民生活に支障の出ないよう、速やかな一体性の確保に努めること） 2 住民福祉向上の原則（住民サービス、福祉の向上に努めること） 3 負担公平の原則（新市において住民負担格差を生じさせないように努めること） 4 健全な財政運営の原則（新市における健全財政運営の確保に努めること、また、新市の規模に適合した事務事業運営の確保に努めること） 5 行政改革推進の原則（費用対効果、行政と民間の役割分担、行政支援のあり方など、事務事業の見直しに努めること）
<p>調整方針</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 調整の基本的な考え方 <p>「合併の是非判断」の具体的協議材料として、また、仮に合併した場合において、関係住民が行政制度の違いにより混乱したり、不利益を受けたりすることがないように、行政制度や事務事業について、事前に、住民生活に及ぼす影響等を含め協議し、その調整の方針等について決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) これまでの各市町のまちづくりの歩みを尊重しつつ、新市での速やかな融合、一体化が図られ、合併の効果がメリットとして発揮できるよう努める。 (2) 合併後のまちづくりによって、新市の住民生活のより一層の向上を図り、新市住民が等しく高い水準の行政サービスが享受できるよう努める。 (3) 地方分権、地方財政制度の変革など、自治体を取り巻く環境変化への対応について十分留意し、事務事業調整と財政試算を連動させた調整に努める。 2 具体的調整方針 <p>各市町のまちづくりの歴史に配慮しつつ、合併時に一元化を図るものと、合併後に一元化を図るもの、合併後も現行どおり存続させるものを明確に区分する。</p> <p>住民生活に影響のある項目については、試算等を組み込むなど具体的に提示する。特に負担増を伴うものについては、具体的な理由等を明示する。</p> <p>各事務事業調整項目の基本方針を協議することとし、詳細については行政事務レベルで調整を図るものとする</p> <p>事務事業調整の基本的区分は次頁のとおりとする。</p>

事務事業調整の基本区分

(事務事業の取扱い)(統一の方式) (時 期)



統一までは
現行どおりとする
段階的に統一に向け
て調整する
などの方法がある。

廃止までは
現行どおりとする
段階的に縮減等を行
い廃止に向けて調整す
る
などの方法がある。

調 整
統一を原則とするが、調整の方式、時
期決定に時間を要する案件

事務事業調整基本区分の解説

(1) 存続

7市町同一であるため、現行のまま新市に引き継ぐ
それぞれ異なっているが、現行のまま新市に引き継ぐ

(2) 統一

市(町)の例により調整する

* 合併時

* 合併後(概ねの時期の設定、経過措置等も含め)

新たに制度化、新たなものとして再編する

* 合併時

* 合併後(概ねの時期の設定、経過措置等も含め)

(3) 廃止

廃止の方向で調整する

* 合併時

* 合併後(概ねの時期の設定、経過措置等も含め)

(4) 調整

* 基本区分については、(1)~(3)を一原則とするが、各市町の地域環境などから、統一方式の特定や統一時期の目途が立たないものについては、時間をかけて調整するという取扱いをとる。

(現行どおり存続ではないが、統一手法、時期が特定できない案件など)

〔調整手順〕

手順1:(事務事業の取扱い)について、表中の「存続」「統一」「廃止」を選択する。

手順2:「存続」を選択した場合、同一か異なっているかを判断する。異なっている場合は相違点について整理する。

手順3:「統一」を選択した場合は、(統一の方式)について、「統合」か「再編」かを判断する。

手順4:「統合」を選択した場合は、どの市町の例によるかを決定し、統一の時期を決定する。(合併後の場合は概ねの年次、経過措置等も含め検討)

手順5:「再編」を選択した場合は、再編の具体的な内容(困難な案件は方向性)を決定し、統一の時期を決定する。(合併後の場合は概ねの年次、経過措置等も含め検討)

手順6:「廃止」を選択した場合は、廃止の理由、廃止後の問題はないのかなどを整理し、廃止の時期を決定する。(合併後の場合は概ねの年次、経過措置等も含め検討)

事務事業調整の進め方

調整基礎作業

- 1 事務事業調整「項目」整理
- 2 調整区分「ランク」付け
 - A 協議会検討項目
 - B 幹事会検討項目
 - C 専門部会検討項目

- * 住民生活に関連の深い事項
- * 行政運営重要事項

分科会（24）担当者レベル

* A～C調整方針（案）検討

↓ * A～C調整方針（案）提案

専門部会（8）部課長レベル

↓ * A～B調整方針（案）提案、Cについては報告

幹事会（助役）

↓ * A調整方針（案）提案、Bについては必要に応じ報告

協議会

- A 項目について協議検討し決定
- B 項目の必要項目について調整方針の報告を受ける

決定事項：合併協定書にまとめ

注意：すべての段階において再検討となった項目は、この作業の繰り返しとなる。